

# 愛知県障害者施策推進協議会条例

〔 昭和47年3月29日 〕  
愛知県条例第6号

(趣 旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）**第26条第3項**の規定に基づき、**愛知県障害者施策推進協議会**（以下「**協議会**」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 **協議会**は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、市町村の長、学識経験のある者、障害者及び障害者の**福祉**に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者、障害者及び障害者の**福祉**に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会 長)

第3条 **協議会**に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 **協議会**は、会長が招集する。

2 **協議会**においては、会長が議長となる。

3 **協議会**は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 **協議会**の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹 事)

第5条 **協議会**に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、**協議会**の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、**協議会**の運営に関し必要な事項は、会長が**協議会**にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第66号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年10月8日条例第56号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定【第1条中「第24条第3項」を「第26条第3項」に改める。】は障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）第2条の規定の施行の日【平成17年4月18日】から施行する。